

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和7年度）

住 所 東京都墨田区押上一丁目1番2号

事業者名 東武鉄道株式会社
代表者名 取締役社長 都筑 豊

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホーム柵（可動式・固定式）の整備	<p>【可動式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備（2025年度）計4駅 西新井（4・5番線）・東武練馬・下赤塚・成増 工事実施（2025年度）計5駅 西新井（3・6番線）・高柳・新鎌ヶ谷・ふじみ野・上福岡 <p>【固定式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備（2025年度）計6駅 北大宮・南桜井・川間・清水公園・豊四季・新船橋 工事実施（2025年度）計2駅 大宮公園・愛宕 	<p>【可動式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画通り実施済み 計画通り実施済み <p>【固定式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画通り実施済み 愛宕は工事工程の見直しにより今年度実施
ホーム柵（可動式・固定式）以外の駅バリアフリー設備の整備	<p>【エレベーター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備（2025年度）計1駅 朝霞台（南口・コンコース間） <p>【スロープ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事実施（2025年度）計2駅 茂林寺前・亀戸水神 <ul style="list-style-type: none"> 発車案内表示器の整備（2025年度）計2駅 佐野・おもちゃのまち 列車接近表示器の整備（2025年度）計5駅 西新井（大師線）・小村井・東あずま・亀戸水神・大師前 転落防止設備の整備※3（内方線付き点状ブロック） （2025年度）計12駅 堀切・姫宮・鷺宮・南羽生・佐野・東武日光・北大宮・南桜井・豊四季・一本松・西大家・武州長瀬 ※3 JIS規格化含む 視覚障害者誘導用ブロックのJIS規格化（2025年度）計15駅 西新井・草加・蒲生・せんげん台・春日部・和戸・鷺宮・小村井・東武日光・北大宮・藤の牛島・南桜井・初石・大山・朝霞台 	<p>【エレベーター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画通り実施済み <p>【スロープ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 茂林寺前駅上りホーム側については工事工程の見直しにより今年度実施 計画通り実施済み 計画通り実施済み 計画外で実施した事 豊春・佐野市・田沼・葛生・野州平川・壬生・国谷を追加で整備 西新井駅整備は駅改良工事に併せて2027年度実施予定

ホームと車両乗降口の段差・隙間の縮小	<ul style="list-style-type: none"> ホームと車両乗降口の段差・隙間の縮小（2025年度）計7駅 西新井（2）・柏（4）・船橋（2）・東武練馬（2）・下赤塚（2）・成増（4）・和光市（2） （）内の数字は整備番線数 	<ul style="list-style-type: none"> 計画通り実施済み
--------------------	--	--

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
移動等円滑化された旅客施設及び車両等の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 駅構内照明（2025年度） 定期点検を実施し、故障・異常を発見した際や、駅係員等から不具合の報告を受けた際、速やかに交換を行うことや、計画的にLED照明への更新を行うことで適正な照度を維持してまいります。 昇降設備（2025年度） 定期点検を実施し、故障・異常を発見した際や、駅係員等から不具合の報告を受けた際、速やかに部品交換を行うことで昇降設備の機能維持及び適切な音声案内を維持してまいります。 誘導用音響案内装置（2025年度） 定期点検を実施し、故障・異常を発見した際や、駅係員等から不具合の報告を受けた際、速やかに修理することで機能を維持してまいります。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画通り実施済み 計画通り実施済み 計画通り実施済み
適切な役務の提供や接遇の習得	<p>「わかりやすい仕事の手順」、「お客様サービスマニュアル」、「CSハンドブック」、「業務放送の手引き」について、必要な更新を実施いたします。また、これらのマニュアルに基づいた教育を、駅係員については接遇の習得に関する教育を年間2回実施いたします（2025年度）。車掌については、車掌用タブレット端末を活用して、運行情報のご案内やマナー啓発に関する放送等を実施いたします（2025年度）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 計画通り実施済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
「声かけ・サポート運動」の継続実施	<p>「声かけ・サポート運動」強化キャンペーンを実施するとともに、キャンペーン期間外においても同様な取組を継続して実施いたします（2025年度）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 計画通り実施済み

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
誘導用音響案内装置新設	<ul style="list-style-type: none"> 誘導用音響案内装置の新設（2025年度）計8駅 改札口、駅構内の階段出口付近、トイレ、触知案内図、エスカレーター付近に誘導用音響案内装置を新設いたします。 梅島、谷塚、蒲生、武里、姫宮、大師前、新河岸、霞ヶ関 	<ul style="list-style-type: none"> 計画通り実施済み 計画外で実施した事 佐野、初石を追加で実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接客研修の実施	駅におけるお客様のご案内等について、ロールプレイング形式で実施する「接客技術発表会」を実施し、駅係員の接客・接客能力の向上を図ります(2025年度)。	・計画通り実施済み
障害者の接客に関する資格取得の推進	入社一年目の駅係員を対象に、サービス介助士資格取得のための研修を実施いたします(2025年度)。	・計画通り実施済み ・乗務員(運輸部全体)で51%サービス介助士資格取得
障害者への接客に関する教育	駅係員だけでなく、技術系を含めたすべての新入社員を対象に、「障害者疑似体験教育」を実施いたします(2025年度)。	・計画通り実施済み

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
「高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進」の啓発活動の継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅施設 必要とされているお客様が円滑にご利用出来るよう、エレベーターに高齢者やお体の不自由なお客様等の優先利用を啓発するステッカーを掲出することや、バリアフリートイレに車いす等のピクトグラムを表示することで、優先利用の啓発を行ってまいります(2025年度)。 	・計画通り実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の主旨に基づき、鉄道事業本部内の関係部署が連携し、ハード・ソフト両面のバリアフリー化を推進するとともに、各種会議体を通じてバリアフリー化の進捗を確認しております。

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページにて公表しております。

(4) その他

—

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和7年度）

住 所 東京都墨田区押上一丁目1番2号

事業者名 東武鉄道株式会社
代表者名 取締役社長 都筑 豊

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第2号様式)

- 注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 18. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
 19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
 20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和7年度）

住 所 東京都墨田区押上一丁目1番2号

事業者名 東武鉄道株式会社
代表者名 取締役社長 都筑 豊

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両のバリアフリー化	・車両のリニューアル（2025年度） 既存車両10050型車両のリニューアルに合わせて、4編成をバリアフリー化いたします。	・計画通り実施済み。

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
移動等円滑化された旅客施設及び車両等の維持管理	・車両の案内表示装置、案内放送装置（2025年度） 定期検査を実施し、故障・異常を発見した際や、乗務員等から不具合の報告を受けた際、速やかに修理することで機能を維持してまいります。	・計画通り実施済み。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
「高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進」の啓発活動の継続実施	・ 車両 車両の優先席・車椅子スペース等の設備を、必要とされているお客様が円滑にご利用出来るよう、車内の状況に応じて、車内放送による啓発活動を継続的に実施してまいります（2024年度）。	・ 計画通り実施した

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の主旨に基づき、鉄道事業本部内の関係部署が連携し、ハード・ソフト両面のバリアフリー化を推進するとともに、各種会議体を通じてバリアフリー化の進捗を確認してまいります。

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページにて公表しております。

(4) その他

—

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和8年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(特急等車両)	35 編成 151 (両)	4 編成 24 (両)	4 編成	35 編成	29 編成	35 編成	35 編成
普通鉄道(その他)	276 編成 1,619 (両)	217 編成 1,317 (両)	245 編成	3 編成	0 編成	231 編成	276 編成
(合計)	311 編成 1,770 (両)	221 編成 1,341 (両)	249 編成	38 編成	29 編成	266 編成	311 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第3号様式)

- 注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道（特急等車両）、普通鉄道（その他）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。
2. 「新幹線鉄道」とは、全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に規定する新幹線鉄道の用に供する車両を指す。
 3. 「特急等車両」とは、鉄道事業法施行規則第32条第1項に規定する特別急行料金等を適用する車両として運用される比率が多い車両を指す。
 4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
 5. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項（新幹線鉄道を除く）、第2項（新幹線鉄道のみ）、第5項及び第7項の基準に適合している編成の数を記入すること。
 6. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
 7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
 8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
 9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。